

一般社団法人石川県サッカー協会

基本規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人石川県サッカー協会（以下「本協会」という。）の組織及び運営に関する基本原則を定める。

(日本サッカー協会等への加盟)

第2条 本協会は、石川県におけるサッカー界を統括する唯一の団体として、公益財団法人日本サッカー協会（Japan Football Association（以下「JFA」という。）及び一般社団法人北信越サッカー協会（Hokushinetsu Football Association（以下「HSFA」という。）に加盟する。

2. 本規程においてサッカーとは、サッカー、フットサル、ビーチサッカー、その他関連競技を広義に指すものとする。

(遵守事項)

第3条 本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地区サッカー協会、各種の連盟、Jリーグ及び準加盟チーム、以下「加盟団体」という。）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判、加盟団体の代表者、加盟団体の役職員その他の関係者、以下「選手等」という。）は、本規程を遵守する義務を負う。

第2章 組 織

第1節 会 員 及 び 社 員

(正会員)

第4条 本協会の正会員は次のとおりとする。

- (1) 本規程第68条に定める加盟チーム
- (2) 本規程第68条に定める地区サッカー協会
- (3) 本規程第68条に定める準加盟チーム
- (4) 前各号のほか、本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体

2. 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(賛助会員)

第5条 本協会の賛助会員は次のとおりとする。

- (1) 個人賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人
- (2) 団体賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した団体

(特別会員)

第6条 本協会の特別会員は次のとおりとする。

- (1) 名誉会員 本協会の運営・発展に貢献し、顕著な功績のあった者
- (2) 会友 本協会の発展に特別の功労のあった者又は有識者

(入 会)

第7条 本協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、所定の入会申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 特別会員となることを承認された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって特別会員となる。

(会費の負担)

第8条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、本協会が定める会費を支払わなければならない。

2. 本協会の会費(入会金を含む。)は、社員総会の議決をもって別に定める。
3. 既納付の会費は、理由の如何を問わず、これを返還しない。
4. 会員は、会員資格を喪失した場合でも、資格を喪失するまでの間に生じた会費の支払義務を免れない。

(退 会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。会員が退会しようとするときは、所定の退会申出書を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(会員名簿)

第12条 本協会は、次の事項を記載した名簿を作成する。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名及び住所
- (4) 連絡先
- (5) 会員の種別

2. 会員は、前項の記載事項に変更が生じたときは、速やかに所定の変更届出書を会長に提出しなければならない。

第2節 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2. 前項の社員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2. 定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

る。

3. 社員総会を招集するには、社員総会の日々の2週間前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を会長に提出しなければならない。

2. 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第21条 社員総会の招集の決定において、理事会が法人法第38条第1項第3号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会に出席しない社員は、書面によって議決権を行使することができる。

2. 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該社員総会の招集通知に記載された期日までに当該議決権行使書面を会長に提出しなければならない。
3. 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第3節 役員等

(役員の種類及び員数)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。
3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事を業務執行理事とする。
4. 必要に応じて、副会長又は常務理事の中から、業務執行理事を置くことができる。
5. 理事又は監事は、その就任の時に満65歳未満でなければならない。ただし、会長及び副会長となる者を除く。
6. 会長及び副会長は、その就任の時に満70歳未満でなければならない。

(親族等の制限)

第24条 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。

2. 監事には、本協会の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む。）及び本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
3. 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
3. 業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及び定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、本協会の常務を掌理する。
5. 常務理事は、本協会の常務を分担する。
6. 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 4. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(在任期間)

- 第29条 会長及び業務執行理事は、連続して5期を超えて在任することができない。ただし、社員総会が特に認めた場合はこの限りでない。

(役員解任)

- 第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(忠実義務)

第32条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、本協会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために本協会と取引をしようとするとき。
- (3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2. 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(名誉役員及び諮問役員)

第34条 本協会に名誉役員及び諮問役員を若干名置くことができる。

2. 名誉役員は、名誉会長及び名誉副会長とする。
3. 諮問役員は、顧問及び参与とする。
4. 名誉役員は、理事会の推薦に基づき、社員総会の議決を経て、会長が委嘱する。
5. 諮問役員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
6. 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。

(役員登録料の負担)

第35条 本協会の役員、名誉役員及び諮問役員は、本協会が定める役員登録料を支払わなければならない。

2. 本協会の役員登録料は、理事会の議決をもって別に定める。

第4節 理 事 会

(構 成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開 催)

第37条 理事会は、原則として、毎年5月、10月、12月、2月、3月に開催する。

(権 限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(議決権の数)

第41条 理事は、各1個の議決権を有する。

2. 理事は、代理人によってその議決権を行使することができない。

(決 議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、この条の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
3. 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 理事会が開催された日時及び場所

- (2) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (4) 理事会に出席したものの氏名
 - (5) 理事会の議長の氏名
 - (6) その他法令の定める事項
4. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(規程の制定)

第44条 本節に定めるところによるほか、理事会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。

第5節 常務理事会

(常務理事会の構成)

第45条 常務理事会は、会長、業務執行理事及び常務理事をもって構成する。

- 2. 会長は、必要な場合には、常務理事以外の理事又はその他の者を常務理事会に出席させることができる。ただし、それらの者は議決権を有しない。

(常務理事会の開催)

第46条 常務理事会は、原則として、毎月1回開催する。

(常務理事会の権限)

第47条 常務理事会は、理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる事項について審議する。

(常務理事会の招集)

第48条 常務理事会は、会長が招集する。

- 2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が招集する。
- 3. 常務理事会を招集するには、常務理事会の日の1週間前までに、常務理事会の構成員（以下本節において「構成員」という。）に対してその通知を発しなければならない。
- 4. 前項の規定にかかわらず、常務理事会は、構成員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(常務理事会の決議)

第49条 常務理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 常務理事会が決定した事項は、直後に開催される理事会に報告し、追認を得なけ

ればならない。

(準 用)

第50条 第40条、第41条及び第43条の規定は、常務理事会に準用する。

第6節 専 門 委 員 会

(専門委員会の設置)

第51条 本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 第1種委員会
- (2) 第2種委員会
- (3) 第3種委員会
- (4) 第4種委員会
- (5) シニア委員会
- (6) 女子委員会
- (7) フットサル委員会
- (8) キッズ委員会
- (9) グラスルーツ委員会
- (10) 審判委員会
- (11) 技術委員会
- (12) 医学委員会
- (13) 財務委員会

(組織及び委員)

第52条 各専門委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 各専門委員会の委員長及び委員は、本協会役員、地区サッカー協会役員のほか、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(委員の任期)

第53条 各委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員として選任された委員長及び委員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(招集・議長)

第54条 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

2. 各専門委員会を招集するには、各専門委員会の日の1週間前までに、各委員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限

りでない。

(所管事項)

第55条 各専門委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1) 第1種委員会

- ① J F Aが主催する競技会のうち、第1種加盟チームが参加資格を有する大会に関する事項と試合の監理・運営
- ②第1種加盟チームに係る大会の日程調整に関する事項
- ③第1種加盟チームの登録に関する事項
- ④第1種加盟チームに係る各種の連盟間の連絡・調整に関する事項
- ⑤ J F Aミッション事業のうち、第1種加盟チームに関する事項

(2) 第2種委員会

- ① J F Aが主催する競技会のうち、第2種加盟チームが参加資格を有する大会に関する事項と試合の監理・運営
- ②第2種加盟チームに係る大会の日程調整に関する事項
- ③第2種加盟チームの登録に関する事項
- ④第2種加盟チームに係る各種の連盟間の連絡・調整に関する事項
- ⑤ J F Aミッション事業のうち、第2種加盟チームに関する事項

(3) 第3種委員会

- ① J F Aが主催する競技会のうち、第3種加盟チームが参加資格を有する大会に関する事項と試合の監理・運営
- ②第3種加盟チームに係る大会の日程調整に関する事項
- ③第3種加盟チームの登録に関する事項
- ④第3種加盟チームに係る各種の連盟間の連絡・調整に関する事項
- ⑤ J F Aミッション事業のうち、第3種加盟チームに関する事項

(4) 第4種委員会

- ① J F Aが主催する競技会のうち、第4種加盟チームが参加資格を有する大会に関する事項と試合の監理・運営
- ②第4種加盟チームに係る大会の日程調整に関する事項
- ③第4種加盟チームの登録に関する事項
- ④第4種加盟チームに係る各種の連盟間の連絡・調整に関する事項
- ⑤ J F Aミッション事業のうち、第4種加盟チームに関する事項

(5) シニア委員会

- ① J F Aが主催する競技会のうち、シニア加盟チームが参加資格を有する大会に関する事項と試合の監理・運営
- ②シニア加盟チームに係る大会の日程調整に関する事項
- ③シニア加盟チームの登録に関する事項
- ④シニア加盟チームに係る各種の連盟間の連絡・調整に関する事項
- ⑤ J F Aミッション事業のうち、シニア加盟チームに関する事項

(6) 女子委員会

- ① J F A が主催する競技会のうち、女子加盟チームが参加資格を有する大会に関する事項と試合の監理・運営
- ② 女子加盟チームに係る大会の日程調整に関する事項
- ③ 女子加盟チームの登録に関する事項
- ④ 女子加盟チームに係る各種の連盟間の連絡・調整に関する事項
- ⑤ J F A ミッション事業のうち、女子加盟チームに関する事項

(7) フットサル委員会

- ① J F A が主催する競技会のうち、フットサル加盟チームが参加資格を有する大会に関する事項と試合の監理・運営
- ② フットサル加盟チームに係る大会の日程調整に関する事項
- ③ フットサル加盟チームの登録に関する事項
- ④ フットサル加盟チームに係る各種の連盟間の連絡・調整に関する事項
- ⑤ J F A ミッション事業のうち、フットサル加盟チームに関する事項

(8) キッズ委員会

- ① キッズ（10歳以下の世代）のサッカーの普及・育成に関する事項
- ② J F A キッズ事業に関する事項
- ③ キッズの指導者に関する事項

(9) グラスルーツ委員会

- ① グラスルーツサッカーの普及に関する事項
- ② 選手登録していない選手に関する事項
- ③ 障がい者サッカーに関する事項

(10) 審判委員会

- ① 競技規則の解釈、適用
- ② 審判員の養成
- ③ 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- ④ 審判指導者に関する事項

(11) 技術委員会

- ① 石川県を代表するチームの監督候補者の推挙
- ② 石川県を代表するチームの編成案の作成
- ③ 石川県を代表するチームの強化
- ④ その他石川県を代表するチームに関する事項
- ⑤ 選手の育成、強化に関する事項
- ⑥ ユース年代の普及に関する事項
- ⑦ 強化方針に基づく技術指導
- ⑧ 指導者の養成
- ⑨ その他技術指導に関する事項

(12) 医学委員会

- ① 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項
- ② アンチ・ドーピングに関する事項

- ③石川県を代表するチームの医事管理に関する事項
- ④指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項
- ⑤本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項
- ⑥その他すべての医学及び健康に関する事項

(13) 財務委員会

- ①毎年度収支予算案及び収支決算案の審議・作成に関する事項
- ②各事業の財務処理案の検討に関する事項
- ③入支出の検討及び各種経費の検討に関する事項
- ④その他すべての財務に関する事項

2. 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
3. 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、または委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

(委員長の権限)

第56条 各専門委員会の委員長は、次の権限を有する。

- (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
 - (2) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
2. 各専門委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

(事務局との連携)

第57条 各専門委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

(部会及び分科会)

第58条 各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。

2. 各専門委員会は、部会の業務遂行のため、その専門委員会の委員及び学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

(細則の制定)

第59条 各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

(特別委員会の設置)

第60条 本協会の事業遂行のため必要のあるときは、第51条に定める専門委員会のほか、常設でない特別委員会を設置することができる。

2. 専門委員会に関する規定は、特別委員会に準用する。

第7節 規律・フェアプレー委員会

(懲 罰)

第61条 本協会は、JFA基本規程第202条の委任に基づき、加盟団体及び選手等に対し、JFAの定める懲罰規程に従い、懲罰を科すことができる。

ただし、JFA基本規程第202条第4項各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、この限りでない。

2. 前項但書の場合には、本協会は、違反行為について調査、審議したうえ、懲罰案を決定してJFAに通知しなければならない。
3. 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟団体及び登録している選手等については、その後本協会を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会は懲罰を科すことができる。

(規律・フェアプレー委員会の設置)

第62条 本協会は、前条の懲罰を決定するため、規律・フェアプレー委員会（以下「規律委員会」という。）を設置する。

(競技及び競技会における違反行為)

第63条 規律委員会は、選手等又は加盟団体の違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、理事会が懲罰を決定する。

- (1) 試合結果の無効
 - (2) 得点又は勝ち点の減点又は無効
 - (3) 得点を3対0として試合を没収
 - (4) 2ヶ月以上の出場停止処分
 - (5) 2ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任
 - (6) 2ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分
2. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が2ヶ月を超える可能性がある場合は、前項但書と同様とする。
 3. 第1項但書の場合には、規律委員会は、違反行為について調査、審議したうえ、懲罰案を決定して理事会に提出しなければならない。

(その他の違反行為)

第64条 選手等又は加盟団体の違反行為のうち、競技及び競技会における違反行為を除

くものについては、懲罰の種類のかんにかかわらず、理事会が懲罰を決定する。
この場合、前条第3項を準用する。

(懲罰の記録)

第65条 規律委員会は、決定した全ての懲罰を記録しなければならない。

(準用)

第66条 第52条ないし第54条及び第56条ないし第59条の規定は、規律委員会に準用する。

第8節 事務局

(構成)

第67条 本協会の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
3. 事務局に職員を置き、会長が任免する。
4. 事務局に関する規程は、理事会の決議をもって別に定める。

第3章 加盟団体

第1節 総則

(定義)

第68条 次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟チーム

JFAの制定した競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、JFAの基本規程の定めるところに従いJFAに加盟したもののうち、石川県内に所在地を置くチーム

(2) 地区サッカー協会

石川県内の各市町におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本協会に加盟したもの

(3) 各種の連盟

競技の種類、選手の年齢又は性別、チームの属性等の区分に従い、1つ又は複数の限定された種別に属する加盟チームのみによって構成され、石川県内の特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本協会に加盟したもの

(4) 準加盟チーム

J F Aの制定した競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）を6名以上（フットサルの場合は4名以上）登録しているチームであって、J F Aの基本規程の定めるところに従いJ F Aに加盟したもののうち、石川県内に所在地を置くチーム

第2節 加盟チーム

(種別)

第69条 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

(1) サッカー

- ①第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- ②第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- ③第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- ④第4種 12歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- ⑤女子 女子の選手により構成されるチーム
ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録するものとする。
- ⑥シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム

(2) フットサル

- ①フットサル第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- ②フットサル第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- ③フットサル第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- ④フットサル第4種 12歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

2. 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。

(加盟チームの権利及び義務)

第70条 加盟チームは、次の事項に関する権利を有する。

- (1) 本協会の組織単位としてその施策に関与すること
- (2) J F A、本協会又はH S F Aが主催する競技会に参加すること（ただし、外国

籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる。)

2. 加盟チームは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びに国際サッカー連盟 (Fédération Internationale de Football Association、以下「F I F A」という。)、アジアサッカー連盟 (Asian Football Confederation、以下「A F C」という。)、東アジアサッカー連盟 (East Asian Football Federation、以下「E A F F」という。)、J F A、本協会、又はH S F Aの組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。
 - (1) 本協会、J F A及びH S F Aが定める登録料 (分担金) を納付すること
 - (2) J F Aの機関誌 (有料) を購読すること
 - (3) 毎年J F Aの「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」の定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
 - (4) J F Aの基本規程に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること。(サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。)
 - (5) 代表者、監督及びコーチを登録すること(ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。)
 - (6) J F Aの『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
 - (7) F I F A、A F C、E A F F、J F A、本協会又はH S F Aが主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
 - (8) いかなる時でもF I F A、A F C、E A F F、J F A、本協会若しくはH S F Aの組織又はスポーツ仲裁裁判所 (以下「C A S」という。)の規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること
 - (9) 所属選手がF I F A、A F C、E A F F、J F A、本協会若しくはH S F Aの組織又はC A Sの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること
 - (10) 競技規則を尊重すること
 - (11) 本規程及びその附属規程並びにF I F A、A F C、E A F F、J F A、本協会又はH S F Aの組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること
 - (12) 本協会の求めがある場合には、定款、寄附行為、経理・財務諸表などの資料を提出すること
3. 加盟チームは、J F A『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
4. 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料 (チームあたり2,000円) を納付しなければならない。ただし、J F A公認指導者登録が完了している監督については免除する。

(加盟登録)

第71条 石川県内を所在地と定め、JFAに加盟登録しようとするチームは、本協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

2. 石川県内を所在地と定め、JFAに加盟登録しようとするチームは、本協会の正会員でなければならない。

3. 前2項の規定は、準加盟チームに準用する。

(加盟登録の手続き)

第72条 加盟チームは、毎年4月末日までに、登録申請をしなければならない。本協会は、5月20日までに（ただし、前条に規定する新たな加盟登録の場合には、その後遅延なく）承認しなければならない。

2. 新たに加盟登録しようとするチームは、いつでも登録申請をすることができる。

3. 加盟登録は、第1項所定の申請が本協会に到達したときに効力を発生する。ただし、内容に不当又は不備が発見されたときはこの限りではない。

4. 本協会主催の競技会に参加しようとする加盟チームについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その競技会の開始期日までにその加盟登録手続きが完了していなければならない。

(クラブ申請)

第73条 種別の異なる複数の加盟チーム（女子の場合は、年代の異なる加盟チーム）が、JFAの定めるクラブとして認可を求める場合には、JFAが定めるクラブ申請書を、本協会に提出しなければならない。

(活動休止)

第74条 加盟チームは、活動を休止することができる。加盟チームが活動休止しようとするときは、所定の活動休止申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。活動休止している加盟チームが、翌年度に引き続き活動休止する場合も同様とする。

2. 活動休止したチームは、社員資格を有する。

3. 活動休止したチームは、活動休止中も会費を支払わなければならない。

(活動再開)

第75条 活動休止していた加盟チームが活動を再開するときは、所属する種別委員会で審査を受けた上、所定の活動再開申請書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(名称変更)

第76条 加盟チームは、チームの名称を変更しようとするときは、所定の名称変更申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(代表チームへの参加義務)

第77条 加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない選手は、医師の診断書を提出して、参加を辞退することができる。

(加盟チームに対する制裁)

第78条 加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規程に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手はJFAの定める懲罰規程にしたがって懲罰を科されるものとする。

(選手登録)

第79条 加盟チームは、JFAが制定する「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」又は「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、JFAへの選手登録を行わなければならない。

(登録料〔分担金〕の負担)

第80条 加盟チームは、登録料(分担金)を本協会に納付しなければならない。
2. 本協会の登録料(分担金)は、理事会の議決をもって別に定める。

第3節 地区サッカー協会

(権 限)

第81条 地区サッカー協会は、各市町におけるサッカー界を統括し、各市町におけるサッカーの普及及び振興を図る。

(組 織)

第82条 地区サッカー協会は、次の機関及び組織を保有しなければならない。
(1) 議決機関又はこれに準ずるもの
(2) 執行機関
2. 地区サッカー協会の名称には、「市」又は「町」を明示しなければならない。
3. 本協会は、地区サッカー協会を加盟団体とする。

(代表者会議)

第83条 会長は、必要と認めるときは、地区サッカー協会の代表者会議を招集することができる。

(届出義務)

第84条 地区サッカー協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、そ

の事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。

- (1) 事業計画の要旨
 - (2) 予算計画の要旨
 - (3) 役員の名簿
2. 地区サッカー協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
3. 地区サッカー協会は、次の事項に変更があったときは、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。
- (1) 役員
 - (2) 本協会に提出済みの規程、規約その他の書類

第4節 各種の連盟

(各種の連盟)

第85条 本協会は、サッカーの普及及び発展を図るため、次の各種の連盟を加盟団体とする。

- (1) 石川県社会人サッカー連盟
- (2) 石川大学サッカー連盟
- (3) 石川県クラブユースサッカー連盟
- (4) 石川県高等学校体育連盟サッカー部
- (5) 石川県中学校体育連盟サッカー部
- (6) 石川県少年サッカー連盟
- (7) 石川県シニアサッカー連盟
- (8) 石川県フットサル連盟

2. 前項各号の各種の連盟に関する規程は、理事会に提出しなければならない。

(組織)

第86条 連盟は、次の機関及び組織を保有しなければならない。

- (1) 議決機関
- (2) 執行機関

(届出義務)

第87条 連盟は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員の名簿及び業務分担表

- (4) 執行機関及び議決機関の議事録
- 2. 連盟は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 執行機関及び議決機関の議事録
- 3. 連盟は、次の事項に変更があったときは、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。
 - (1) 役員
 - (2) 本協会に提出済みの規程、規約その他の書類

(準 用)

第88条 第83条の規定は、各種の連盟に準用する。

第5節 準加盟チーム

(準加盟チーム)

第89条 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。

- 2. 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に6名以上(フットサルの場合は4名以上)の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。
- 3. 準加盟チームの種別は第69条に準ずる。

(外国籍扱いしない選手)

第90条 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規程の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。

- (1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者
 - (2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者
2. 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書(JFA基本規程第76条に該当する選手)」でJFAに申請し、承認を得るものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき1名に限るものとする。

(出場資格)

第91条 準加盟チームは、本協会が主催する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合はこの限りではない。

(準 用)

第92条 第70条ないし第80条の規定は、準加盟チームに準用する。

第4章 競 技

(目 的)

第93条 石川県内において開催される競技会及び国際競技会の組織並びに運営に関する事項は、本章の定めるところによる。

(定 義)

第94条 本章における用語の意義は、JFA基本規程第114条の定めるところによる。

(競技会の主催及び主管)

第95条 本協会は、次の競技会を主催する。

- (1) JFA又はHSFAが主催する競技会の共催
2. 本協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。

(主管の委託)

第96条 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の地区サッカー協会又は各種の連盟に委託することができる。

2. 前項の場合、委託された地区サッカー協会又は各種の連盟を、主管団体という。

(競技規則)

第97条 本協会が主催する競技会は、JFAが制定する競技規則に基づいて行う。

(各種連盟・加盟チームによる開催)

第98条 本協会の各種の連盟又は加盟チームが、JFA又はHSFA主催以外の国内有料競技会を開催する場合は、本協会が主催するものとする。

(報告義務)

第99条 主催者又は主管団体は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

(主催・共同主催・後援)

第100条 地区サッカー協会、各種の連盟、加盟チーム又はその他の団体が、自ら主催する競技会に関し、本協会に対し主催、共同主催又は後援を依頼する場合は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに申請し承

認を得なければならない。

2. 前項に関して必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。

(事故報告)

第101条 各種の連盟又は加盟チームは、本協会が主催、共同開催又は後援した競技会において事故が生じた場合には、その内容を速やかに本協会に報告しなければならない。

(海外における競技)

第102条 加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会及びJFAの承認を得なければならない。

(審判員及び審判指導者)

第103条 JFAに登録されたサッカー審判員及びフットサル審判員（以下「審判員」という。）以外の者は、石川県内における一切の公式試合の審判活動を行うことはできない。

2. JFAに登録されたサッカー審判指導者及びフットサル審判指導者（以下「審判指導者」という。）以外の者は、石川県内における一切の公式試合の審判員を指導することはできない。

(審判員及び審判指導者の登録料)

第104条 審判員及び審判指導者は、本協会、JFA及びHSFAが定める登録料を納付しなければならない。

2. 本協会の登録料（分担金）は、理事会の議決をもって別に定める。

第5章 表 彰

(表 彰)

第105条 本協会は、石川県のサッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

(規程の制定)

第106条 表彰に関して必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。

第6章 施 設

(使用申請)

第107条 加盟チーム、地区サッカー協会又は各種の連盟は、石川県内の施設の使用を希望するときは、原則として、本協会を通じて使用申請を行わなければならない。

2. 当協会は、施設の公平かつ有効的な利用のため、それぞれの大会の日程や利用施設を可能な限り調整することとし、なおも重複がある場合には、別に定める優先順位をもって使用の可否を決定する。

(要綱の制定)

第108条 施設の利用に関して必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。

第7章 改 正

(改 正)

第109条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第8章 附 則

(準 用)

第110条 本規程に定めのない事項は、JFAの定めるところによる。

(その他の規程)

第111条 本協会は、次の規程（細則）を定めるものとする。

- (1) 第1種委員会細則
- (2) 第2種委員会細則
- (3) 第3種委員会細則
- (4) 第4種委員会細則
- (5) シニア委員会細則
- (6) 女子委員会細則
- (7) フットサル委員会細則
- (8) キッズ委員会細則
- (9) グラスルーツ委員会細則
- (10) 審判委員会細則
- (11) 技術委員会細則
- (12) 医学委員会細則
- (13) 財務委員会細則
- (14) 規律・フェアプレー委員会細則

- (15) 事務局規程
- (16) 旅費規程
- (17) 慶弔規程
- (18) 表彰規程
- (19) 職員給与規程
- (20) 職員退職給与規程
- (21) 名義使用申請規程
- (22) 社員総会運営規程

(在任期間の起算)

第112条 第29条の在任期間は、本規程の施行前の在任期間を含めないものとする。

附 則

本規程は、2013年4月1日から施行する。

[改 正]

2014年3月15日（2014年4月1日施行）

ただし、本協会の入会金及び会費の金額は、第8条に基づいて社員総会の議決をもって別に定められるまでの間、改正前の第9条（入会金）及び第10条（会費）の規定を適用する。

2015年5月23日（2015年6月13日施行）

ただし、第4条第1項第1号但書は、平成28年4月1日をもって削除する。

2016年2月27日（2016年2月27日施行）

2016年12月17日（2017年4月1日施行）

2022年3月19日（2022年4月1日施行）

2023年3月19日（2023年4月1日施行）